

廃棄物処理施設技術管理者等 CPDS
ガイドブック

第4版

令和7年4月

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

目 次

1. はじめに	1
2. 技術管理者等CPDSの概要	1
2. 1 定義と目的・理念	1
2. 2 対象者と運営組織	2
3. CPDプログラム	2
4. 学習履歴（CPD記録）の登録・申請	7
5. CPD記録の証明	8
6. CPDS認定技術者の称号付与	9
7. 義務不履行救済のための研修	11
8. 手続き及び審査に係る料金	12
9. CPDS登録の取消手続き・失効	12
様式1 技術管理者等CPDS登録申請書	14
様式2 技術管理者等CPD記録 登録申請書	15
様式3 技術管理者等CPD記録簿	16
様式4 技術管理者等CPD記録 登録証明証発行依頼書	17
様式5 技術管理者等CPD記録 登録証明証	18
様式6 技術管理者等CPDS認定技術者 受審申込書	19
様式7 技術管理者等CPDS認定技術者 実務経歴書	20
様式8 技術管理者等CPDS認定技術者 課題論文	21
様式9 技術管理者等CPDS認定技術者 更新申請書	22
様式10 技術管理者等CPDS登録取消申請書	23
平成27年度・28年度 技術管理者等CPDS運営委員会委員	24
令和6年度・7年度 技術管理者等CPDS運営委員会委員	25

1. はじめに

今日の廃棄物処理は、循環型社会づくりを軸に脱炭素・高度な資源循環・自然共生社会との統合的な取り組みが求められています。また、廃棄物処理施設には大規模災害発生時における、災害廃棄物の処理や地域の防災・エネルギー拠点としての役割など、高度な地域循環圏の形成や地域創生といった観点からの役割についても期待されています。

このような役割を果たすため、近年の廃棄物処理施設は非常に複雑、かつ高度に機械化されていますが、一方で、廃棄物処理に係る労働災害は、他の業種に比べ格段に高く、廃棄物処理施設の労働安全を向上させることが大きな課題となっています。

このため、廃棄物処理施設の維持管理の任に当たる技術管理者は、社会環境の変化に対応して、常に最新の維持管理技術の更新、技能の向上、管理手法の習得を継続的に学習するなど、資質の向上を図り若い世代への知見の伝承に努めていかなければなりません。

そこで、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会（以下、本協会という。）は関連学協会の協力を仰ぎながら、「廃棄物処理施設技術管理者等（以下、「技術管理者」という。）の技術レベルと社会的信頼性を高めること」を目的として、本協会と関連学協会が有する学習プログラムを積極的に活用し、技術管理者とその有資格者などを対象とした継続学習システム（Continuing Professional Development System 以下、「CPDS」という。）、「廃棄物処理施設技術管理者等継続学習制度（以下、「技術管理者等 CPDS」という）」を平成 24 年度に創設しました。

本システムは、本協会が実施する研修、セミナー等を中心として、関連学協会の行う CPD プログラム等による学習状況を登録・管理、証明を行うことにより、「技術管理者」とその有資格者など廃棄物処理施設関連技術者等（以下、「技術管理者等」という。）の継続学習支援を行うものです。

この本システムと一般財団法人日本環境衛生センターの「廃棄物処理施設技術管理者講習」（以下「技術管理士講習」という。）が両輪となって「技術管理者等」に適切な継続学習の支援を行うことにより、「技術管理者等」の技術レベルと社会的信頼性を高め、廃棄物処理施設の適正な維持管理の向上に貢献することが期待されます。

【補注】

技術者の継続学習は、専門技術者が国家資格などの資格を取得した後も、科学技術の進歩、社会情勢の急速な変革などに対応した高度な専門的能力を維持・向上させるため、自らの意思で継続して学習することです。

2. 技術管理者等 CPDS の概要

2. 1 定義と目的・理念

技術管理者等 CPDS は、「技術管理者等」に必要な廃棄物処理施設に関わる維持管理技術力の向上のために、技術管理者等 CPDS 登録者が講習会などで学習した記録を本協会に登録し、必要な時に本協会が学習履歴等の証明書を発行するシステムです。

このような CPDS の創設によって、「技術管理者等」が廃棄物処理施設の維持管理に関する知識レ

ベルの維持・向上及び当該分野の最新知識の習得に努め、社会的使命を果たせるようにすることを目的としています。

技術管理者等 CPDS は、①公開・公平性（「技術管理者等」であれば、入会でき公平に対応されます。）、「②信頼性（すべての申請に対して証拠書類を確認します。）、「③専門性（廃棄物処理に係る法制度と処理技術等を研鑽し、維持管理技術の向上を目指します。）の理念に従い、運営します。

2. 2 対象者と運営組織

(1) 対象者

継続学習の対象者は、「技術管理者」及びその有資格者など廃棄物処理施設関連技術者とします。この技術管理者等 CPDS への参加については、本協会会員には会員サービスの一環として無料としますが、非会員であっても有償で利用できます。

(2) 運営組織

技術管理者等 CPDS の運用管理は、本協会事務局が行います。

また、技術管理者等 CPDS の内容や運営等に関する基本的事項については、廃棄物処理施設技術管理者等継続学習制度運営委員会（以下、「技術管理者等 CPDS 運営委員会」という。）で検討、審議します。

3. CPD プログラム

(1) CPD プログラム

CPD プログラムは、技術管理者等が能力を高める活動として利用する講習会・シンポジウム・講演会・研究会など、本協会及び関連学協会が提供するものです。

注）関連学協会等とは、CPD プログラム等を提供する学術団体、学校、公益法人及び民間団体等の組織をいう。

(2) 技術管理者等に必要とされる学習分野

技術管理者等 CPDS は、「技術管理者等」として必要なⅠ：基礎共通分野、Ⅱ：専門技術分野の2分野について、以下の4つの学習形態を活用して、能力の維持・拡充を図ります。また、本協会では、「技術管理者等」の CPDS 学習分野を表1のように分類しています。

CPD記録を登録する際には、表1に従って学習分野を選択してください。

<CPDSの学習形態>

- ①参加型：提供されたCPDプログラムを受講するもの
- ②情報提供型：研究成果等、自らの知識・技能を他の技術者に提供・講義するもの
- ③実務型：廃棄物処理施設の維持管理技術に関する業務
- ④自己学習型：個人的に学習するもの

(3) CPDプログラムの実施形態

技術管理者等CPDSは、研修等への参加、論文等の発表、技術指導や技術協力、委員会等への参加、業務経験、その他資格取得など多種多様なものがあります。

CPDS登録者は、廃棄物処理施設の技術者として社会的なニーズを考慮し自主的に学習することが重要です。CPD単位については、下記の学習形態の内容に応じて、CPD単位上限を参照してCPD記録を登録します。

1) 研修等への参加

本協会や関連学協会（学術団体、公益法人、大学を含む）、民間団体及び企業が公式に開催する講習会、研修会、研究会、シンポジウム、セミナー及び学会・見学会等への参加

2) 職場内研修

職場内の研修として、目的及び実施方法等が明確で、その成果が示されるもの

3) 技術指導

① 関連学協会、本協会、民間団体、企業等が開催する講習会、研修会等での講師

② 職場内で行われる研修会等での講師

4) 委員会等への参加

政府機関、自治体等の審議会・検討会等の委員、関連学協会等の役員、委員等への就任

5) 論文等の発表

① 関連学協会、本協会、民間団体、企業等が開催する研究発表会、講習会、研修会、研究会、シンポジウム等での口頭発表

② 関連学協会、本協会、民間団体、企業等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表

③ 技術図書の執筆や翻訳で、その成果が示されるもの

6) 技術協力

① 大学、研究機関等における研究開発・技術業務への参加

② 国際協力機構（JICA）等への技術協力への参加

7) 業務経験

① 優れた技術的成果により表彰等を受けた業務

② 特許や実用新案を受けた業務

8) 資格取得

政府機関の認定・承認する公的技術資格あるいはそれに準ずる民間資格の取得

9) 受賞

社会的な貢献等が認められた受賞あるいは所属機関からの感謝状の受賞

10) 自己学習

① 学会誌、「環境技術会誌」、専門書の購読等による自己学習、自己研究

② 放送大学、大学・大学院、職業訓練等で修了書など、その成果が示されるもの

③ NPOやボラティア活動、環境教育活動への参加

④ 語学学習による成果が示されるもの

⑤ 公的な審議会の傍聴等

(4) CPD単位の算定方法

CPDの実施状況は、CPD単位により判定します。

CPD単位の算定は、CPDの形態別に実際に要した時間等をCPD単位の算定方法（表2）に従って求めます。なお、CPD単位に上限値が設定してある学習形態において、算定したCPD単位が上限を超える場合には、その上限値を計上する。

表1 技術管理者等CPDSの学習分野

学 習 分 野		内 容	記号
I 基 礎 共 通 分 野	倫理	倫理規定、技術倫理、職業倫理等	A
	環境・資源	地球環境問題、地域・自然環境問題、都市環境問題、資源問題、エネルギー問題、コベネフィットプロジェクト等	B
	法令等関係制度	廃棄物関係法令、関係条例、国際条約、環境政策、各種技術基準・規格等	C
	社会経済動向	国内外の社会動向、産業経済動向	D
	工学基礎	工学基礎：環境工学、化学・化学工学、機械工学、電気工学、土木工学、建築工学、安全工学、情報工学、生物学、生態学、統計学等	E
	その他	文化、地理、歴史、語学、プレゼンテーション、学会発表、論文発表等、上記に含まれないもの	F
II 専 門 技 術 分 野	廃棄物・リサイクル計画	廃棄物処理基本計画、循環型社会形成地域計画、施設整備計画、環境アセスメント、住民合意形成等	H
	施設設計・建設	廃棄物処理施設の基本設計、調達管理、実施設計、施工計画、設計・施工監理、プロジェクト管理等	I
	資源化・処理技術	分別・保管、廃棄物処理施設の方式・機能・性能・構造・基準、資源化・省エネ技術、熱回収技術、公害防止技術、災害廃棄物対策等	J
	維持管理技術	廃棄物処理施設の運転管理・補修管理・改造管理・更新管理、測定分析等	K
	安全・防災管理	事件事例、環境・労働安全管理、リスク管理、防災、災害対策、廃棄物データシート等	L
	マネジメント	品質管理、工程管理、コスト管理、廃棄物会計、LCA、LCC、情報管理等、環境管理（EMS）等	M
	その他	上記に含まれない技術関連事項等	N

表2 CPDS の学習形態別CPD 単位の算定方法

形態区分	学習形態	番号	内容	CPD単位	CPD単位年間上限
1. 参加型	1. 研修等への参加 ¹⁾	111	研修会・講習会、シンポジウム等への参加 ⁸⁾	2×h(時間)	—
		112	研修会・講習会、シンポジウム等への参加 ⁹⁾	1×h	—
		113	学会・見学会等への参加	1×件	最大10
	2. 職場内研修	121	企業内研修プログラム受講	0.5×h	最大10
		122	OJT		
2. 情報提供型	3. 技術指導 ^{2)、3)}	231	職場内研修の講師	2×h	—
		232	大学、学協会等の講師	5×h	—
		233	その他の研修会等の講師	3×h	—
		234	住民説明会、施設見学者への説明	3×h	—
	4. 委員会等への参加	241	委員会への出席(委員長)	2×h	最大40
		242	委員会への出席(委員)	1×h	最大20
	5. 論文等の発表	251	口頭発表(学協会)	3×h	—
		252	口頭発表(前記以外)	2×h	—
		253	論文発表(査読有)	30×件数	—
		254	論文・報告文発表(査読無)	10×件数	—
		255	技術図書の執筆(学協会等)	3×枚数 ¹⁰⁾	最大30/件
		256	翻訳を含む技術図書翻訳(前記以外の図書)	2×枚数 ¹¹⁾	最大20/件
	6. 技術協力	261	大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	10×件数	最大20
3. 実務型	7. 業務経験 ⁴⁾	371	成果を上げた業務等(責任者)	20×件数	—
		372	成果を上げた業務等(担当者)	10×件数	—
		373	基本特許取得	40×件数	—
		374	周辺特許取得(実用新案)	20×件数	—
	8. 資格取得 ⁵⁾	381	公的資格A(技術士等)	20×件数	—
		382	公的資格B(技術管理者等)	10×件数	—
		383	民間資格	5×件数	—
	9. 受賞 ^{6)、7)}	391	国局長、学協会、知事表彰等	20×件数	—
		392	国所長、市長表彰、公的団体等	10×件数	—
		393	所属機関	5×件数	—
4. 自己学習型	10. 自己学習	411	①自己研究、②放送大学等の受講、③大学・大学院、職業訓練の受講、④NPOやボランティア活動、⑤環境教育活動、⑥語学学習、⑦公的な審議会の傍聴等	0.5×h	最大10
		412	学会誌、専門書の購読等	0.5×h	最大10

注1：時間は実時間とし、移動時間、休憩時間、懇親会等は含まない。また、111は、資格取得の研修会・講習会は含まない。

注2：技術指導には、コンサルタント業務、ISO審査、内部監査等は計上しない。

注3：同じ教材で行う研修会等は、1回/年度のみ計上する。

注4：特許等の共同出願は、CPD単位を按分して計上する。

注5：公的資格Aは、政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格

公的資格Bは、政府機関が承認する資格又は試験、及び公的資格Bに準ずる資格を含む

注6：グループ名で表彰を受けた場合には、そのグループ長であること。

注7：所属機関での表彰は、その組織の代表者からのものに限る。

注8：国・地方公共団体、廃棄物関係の学術団体、公益法人のCPDプログラム等

注9：「111」以外の研修会等

注10：原稿A4（約1,600字）1枚につき3

注11：原稿A4（約1,600字）1枚につき2

資格区分の一例

公的資格A	公的資格B	民間資格
博士	廃棄物処理施設技術管理士	設備士(空気調和・衛生工学会)
技術士	産業廃棄物処理業処分課程修了者	ISO内部監査員
公害防止管理者	特別管理産業廃棄物処理業処分課程修了者	
危険物取扱者(甲)	特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者	
エネルギー管理士	医療機関等特別管理産業廃棄物 管理責任者講習修了者	
環境計量士	ボイラー技士(2級)	
作業環境測定士	危険物取扱者(乙)	
ボイラー・タービン主任技術者	衛生管理者(2種)	
ボイラー技士(特級、1級)	浄化槽管理士	
衛生管理者(1種)	電気主任技術者(3種)	
労働安全コンサルタント	特定高圧ガス取扱責任者	
電気主任技術者(1種・2種)	特定化学物質等作業主任者	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	
	毒物劇物取扱責任者	
	環境カウンセラー	

4. 学習履歴（CPD 記録）の登録・申請

(1) CPDS 登録者申請

CPD 記録の登録を行うには、まず「CPDS 登録者申請」が必要になります（図1参照）。「技術管理者等 CPDS 登録申請書」（様式1）に必要事項を記入し、本協会 CPDS 運営事務局に登録者申請を行います。

(2) CPD プログラムの実施

CPDS 登録者は、「技管協」が主催する講習会等の CPD プログラム又は関連学協会等のプログラムの中から適切なものを自主的に選択して、CPD を実行します。

CPD プログラムの実施に当たっては、当協会の事業に積極的に参加するなどし、各年度、対象学習分野が特定の学習分野・学習形態に極端に偏らないよう、バランスの良い単位取得を心がけてください。

(3) CPD 記録の登録

CPD 記録の登録・申請は、「技術管理者等 CPD 記録申請書」（様式2）及び「技術管理者等 CPD 記録簿」（様式3）の Excel ファイルを毎年度4月末までに、本協会 CPDS 運営事務局に提出して下さい。

*これまで、新規登録者は既得資格や執筆論文等について過去に遡って登録ができましたが、令和7年度から、廃止となりました。

1) 公的資格及びそれに準ずる民間資格

【必要書類】資格証明書のコピー

2) 特許、実用新案の取得

【必要書類】特許証、実用新案登録証等、氏名と発明等の名称の記載されているページのコピー

3) 国、自治体、学協会等公的団体からの受賞

【必要書類】表彰状のコピー

注) 学協会等公的団体には、「電気主任者会」や「ボイラ・タービン主任者会」など国の指導により、官民共同運営をしている代表者からの表彰を含む。

4) 論文、技術図書の執筆

【必要書類】執筆者が分かる論文部分2ページと雑誌の表紙のコピー

5) 外部の公的委員会への参加

【必要書類】委員会の委嘱状

6) 研修会等への参加

【必要書類】研修会等への参加が証明できる修了書、証拠書類等のコピー

《注意事項》

1) 継続学習登録者は、継続学習実施の都度、自己の学習記録を「技術管理者等 CPD 記録簿」（様式3）に記入すること。

2) 登録は、CPD 学習の受講表、参加用領収書等の証拠となるものに基づき行うこと。証拠書類等は

後日提示していただくことがありますので、5年間保管すること。

3) CPD 時間の分を時間に換算する場合には、30 分を境に四捨五入して求めること。例えば、1 時間 20 分の場合には1 時間、1 時間 40 分の場合には、2 時間として登録する。

(4) 学習履歴 (CPD 記録) の登録・管理

事務局は、CPDS 登録者の申請内容を審査し、学習履歴を個人情報として登録・管理します。学習履歴については、5 年間の記録を保管します。

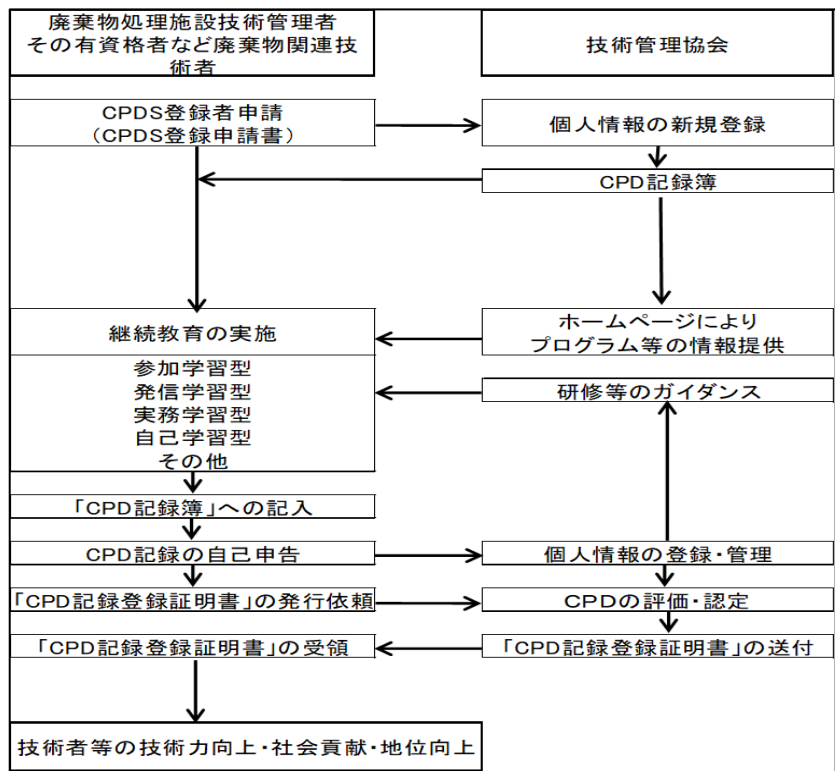


図1 CPDSの主な流れ

5. CPD 記録の証明

(1) 技術管理者等CPD記録登録証明書の発行

本協会ではCPDS登録者の申請に基づき、申請者のCPD 実施内容を審査して、CPD 記録に関する証明書を発行します。CPD記録登録証明書が必要な場合は、「技術管理者等CPD記録登録証明書発行依頼書」(様式4)を本協会に提出してください。

発行の要件は以下のとおりです。以下の要件を満足した場合に、「技術管理者等CPD記録登録証明書」(様式5)を発行します。

【証明書発行の要件】

本協会に登録されている直近3年度分のCPD記録が次の要件をすべて満たしていること。

- ①申請年度前の過去3年度間のCPD単位を登録していること
- ②非会員は、CPDSに係る手続き料金が納入されていること

注) 申請されたCPD 記録の審査に当たり、必要に応じてCPD の実施を証明する書類の提出や、申請者への確認、問い合わせを行うことがあります。

6. CPDS 認定技術者の称号付与

本協会では CPDS 登録者の申請に基づき、5年間の継続学習の実績等に応じ、廃棄物処理施設技術管理者等 CPDS 認定技術者（以下、「CPDS 認定技術者」という。）の称号を付与し、認定書を発行します。

CPDS 認定技術者の称号は、下表「称号受審の要件」に示す専門的能力と実務経験を有し、5年間で20単位、50単位、100単位の単位取得実績等により、「CPDS 認定総括技術者」、「CPDS 認定上級技術者」、「CPDS 認定専門技術者」の3段階の称号を付与します。

称号受審を希望される方は、「廃棄物処理施設 CPDS 認定技術者 受審申込書」（様式6）にて事務局に申請してください。

この称号については、付与後5年で更新することになっています。称号取得後、更新時までの5年間に20単位、50単位、100単位のCPD単位を登録することが必要です。技術管理者等として、上位の称号を目指すことにより、技術管理者等の技術レベルと社会的信頼性を高めることになるものと考えられます。

○ CPDS 認定技術者の専門的能力

称号の名称	専門的能力
統括技術者	廃棄物処理に関する高度な知識と豊富な経験に基づく見識を有し、施設の維持管理を含む運営管理を統括的な立場で行える能力を有する者
上級技術者	廃棄物処理に関する高度な知識と豊富な経験を有し、施設の安定で継続的な運営のために、維持管理業務を責任者として計画・遂行する能力を有する者
専門技術者	廃棄物処理施設の維持管理に関わる法制度及び技術等の継続的研鑽を行い、施設の維持管理計画の作成、定期保守点検の実施、設置者への改善事項の意見具申など施設の維持管理に関して、必要な措置を行える能力を有する者

○ CPDS 認定技術者の称号審査の方法

称号の名称	実務履歴	論文試験	口頭試問
統括技術者	○	○	○
上級技術者	○	○	—
専門技術者	○	—	—

○ CPDS 認定技術者の称号受審の要件

称号の名称	専門的能力	実務経験	CPD 単位
統括技術者	廃棄物処理施設技術管理士 ¹⁾ 又は技術士 ²⁾	7年以上	100 単位/ 5 年
上級技術者	同上	5年以上	50 単位/ 5 年
専門技術者	同上	3年以上	20 単位/ 5 年

注1) 一般財団法人日本環境衛生センター主催「廃棄物処理施設技術管理者講習会」修了者

注2) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格したもの）

< 単位取得方法の例示 >

学習プログラム	専門技術者 (20 単位以上)	上級技術者 (50 単位以上)	総括技術者 (100 単位以上)
1. 廃棄物処理施設技術管理者 中央研究集会参加（3 時間）	6	6	6
2. 会員無料 Web 講習会参加 （3 時間）	6	6	6
3. 「環境技術会誌」を使って自己 学習	4 (2 時間×4 回)	8 (4 時間×4 回)	8 (4 時間×4 回)
3. 技術管理者等スキルアップ研 修会（共催）参加（6 時間）	—	—	12
1 年間の CPD 単位	1 6	2 0	3 2
5 年間の CPD 単位	8 0	1 0 0	1 6 0

(参考) その他の学習プログラム

- (1) 春季又は秋季シンポジウム「持続可能な社会に向けて」（主催：廃棄物工学研究所）への参加
3 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 6
- (2) 全国都市清掃研究・事例発表会（主催：全国都市清掃協議会）
4 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 8
- (3) 廃棄物資源循環学会研究発表会（主催：廃棄物資源循環学会）
4 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 8
- (4) 環境展（主催：日報ビジネス）への参加
展示会 4 時間×CPD 単位（0.5）＝取得する CPD 単位 2
- (5) 自社で開催する研修会の講師
安全講習会講師 3 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 6
- (6) 公的な審議会の傍聴

環境省中央環境審議会の傍聴 2 時間×2 回×CPD 単位 (0.5) =取得する CPD 単位 2

*不明な場合は、事務局にお問合せ下さい。

7. 義務不履行救済のための研修

CPDS 認定技術者は、更新申請時には有効期間内に所定の CPD 単位を取得する必要がありますが、この CPD 単位が不足している場合には、「義務不履行救済のための研修」を受講していただきます。

この研修は、表 3 及び表 4 のとおりです。

本件対象者は、「義務不履行救済のための研修」を受講し、様式 9 「技術管理者等 CPDS 称号更新申込書」を事務局に申請してください。

表 3 「義務不履行救済のための研修」

称号 (認定技術者)	プログラム内容
統括技術者 上級技術者 専門技術者	1. 技管協が実施する「廃棄物処理施設技術管理協会会員無料 Web 講習会」(更新年度実施)の講師(パネラー)として参加する。 又は 2. 更新年度において、表 4 の研修の中から 2 つ以上の研修会・講習会を受講し、受講記録(「技術管理者等 CPDS 認定技術者更新申請書」(様式 9))を提出する。 ただし、統括技術者は、試験委員との面談を行う。

表 4 研修会等一覧

<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理施設技術管理者中央研究集会 (協会)○ 廃棄物処理施設技術管理協会会員無料 Web 講習会 (協会) 【必須】○ 生活と環境全国大会 (JESC)○ 技術管理者等スキルアップ講習会 (JESC・協会共催)○ 春・秋シンポジウム (株)廃棄物工学研究所○ 全国都市清掃研究・事例発表会○ 廃棄物資源循環学会研究発表会○ 産業廃棄物と環境を考える全国大会

8. 手続き及び審査に係る料金

(1) 手続きに係る料金

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会の会員は、初期登録料、データ登録・管理費の手続き料金は無料です。非会員は、表5に示すとおりです。

表5 CPDSに係る手続き料金（税込）

内 容	会員	非会員
1) 初期登録料（CPDS 技術者証発行）	無料	3,300 円
2) データ登録・管理費	無料	2,200 円/年
3) CPD 記録 登録証明書発行料	無料	1,650 円/人・回
4) 再登録・登録内容の変更 （住所変更等）	無料	無料

(2) 審査に係る料金

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会の会員は、CPDS 認定技術者の称号付与に伴う審査に係る料金は無料です。非会員は、表6に示すとおりです。

表6 審査に係る料金（税込）【会員無料】

称号の名称	審査料	認定書交付手数料	更新審査料
統括技術者	22,000 円	2,200 円	5,500 円
上級技術者	11,000 円	2,200 円	5,500 円
専門技術者	5,500 円	2,200 円	5,500 円

(3) 料金振込先

お振込は、下記銀行口座をお願いいたします。

銀行名：横浜銀行

支店名：川崎支店

口 座：普通預金No：6041540

名 義：シヤ) ハイキブツシヨリシセツギジュツカンリキヨウカイ

9. CPDS 登録の取消し手続き・失効

CPDS 登録者は、この CPDS の利用を中止する場合は、「技術管理者等 CPDS 登録取消し申請書」（様式 10）を提出し、登録の取消しをすることができます。

また、CPDS 登録者及び CPDS 認定技術者は、毎年度 4 月末までに「技術管理者等 CPD 記録簿」（様式 3）を提出しなければなりません。この CPD 記録簿の提出が 5 年間連続して提出がない場合には、

「CPDS 登録者」が失効します。

技術管理者等 CPDS 登録申請書

一般社団法人
廃棄物処理施設技術管理協会 会長 殿

私は、技術管理者等 CPDS の登録を下記のとおり申請します。

西暦 20 年 月 日

フリガナ 氏名			
生年月日	西暦	年	月 日
会員番号	チェック✓を入れてください	<input type="checkbox"/> 会員 (会員番号:)	<input type="checkbox"/> 非会員
CPDS推奨単位を取得した場合、ホームページに氏名を公開することについて		1. 希望する 2. 希望しない	
※ 以下、技管協会員で既登録済の連絡先に変更のない者は記入不要			
※ 連絡先	E-MAIL		
	所属先	(社名・団体名・部署名等) (住所) 〒 (電話番号)	
	自宅	(住所) 〒 (電話番号)	
	送付物等 お届け先の選択	どちらかにマルでご指示ください 所属先 / 自宅	
※ 資格区分 (該当記号○印)	A 廃棄物処理施設技術管理者		
	B 廃棄物処理施設技術管理士の資格者 若しくは厚生大臣認定の技術管理者資格認定講習の修了者 a～gを○で囲って必要項目を記入してください。		
	a ごみ処理施設技術管理(者)士	年 月 日認定・修了	認定等番号
	b し尿・汚泥再生処理施設技術管理(者)士	年 月 日認定・修了	認定等番号
	c 破砕・リサイクル施設技術管理士	年 月 日認定	認定番号
	d 産業廃棄物中間処理施設技術管理(者)士	年 月 日認定・修了	認定等番号
	e 産業廃棄物焼却施設技術管理(者)士	年 月 日認定・修了	認定等番号
	f 最終処分場技術管理(者)士	年 月 日認定・修了	認定等番号
g 有機性廃棄物資源化施設技術管理士	年 月 日認定	認定番号	
C 上記以外の 廃棄物処理法施行規則17条の資格者	同条第1号、第2号、第3号のいずれの資格に該当する者であるかを証する関係書類を添付してください。		
D 上記以外の者			

技術管理者等 CPD 記録 登録申請書

一般社団法人
廃棄物処理施設技術管理協会 会長 殿

私は、廃棄物処理施設技術管理者等 CPDS ガイドブックにもとづき、技術管理者等 CPD 記録の登録申請を下記のとおり行います。

記

「技術管理者等 CPD 記録簿」 一式

- ・ CPD 記録期間：(西暦) 年 月 日 から
(西暦) 年 月 日 まで
- ・ 別紙「CPD 記録簿」(様式3) 及び「同 Excel ファイル」のとおり

以 上

西暦 年 月 日

申請者氏名：

CPDS 登録番号：

連絡先電話番号：

メールアドレス(必須)：

技術管理者等CPD記録簿

(様式-3)

(年 月 ~ 年 月)

CPDS登録番号: _____

氏名: _____

No.	開始年月日 終了年月日			学習 分野 (記号) (表1)	学習 形態の 3桁番号 (表2)	研修等名称	主催者等	内容(表2)	実時間	CPD 単位	CPD 単位 累計	備考
	年	月	日									
1												

記号の入力の際は、英大文字・半角で入力いただくと自動計算が反映されます。

学習分野別のCPD時間数累計

I	A	B	C	D	E	F	I 小計		合計
II	H	I	J	K	L	M	N	II 小計	

学習形態別のCPD時間数累計 (このシートの合計です。)

1	2	3	4	5	6
7-1	7-2	7-3	7-4	7小計	合計

分野記号 II-1.Gは、ガイドブック第2版で削除されました。その他の学習分野を選択してください。

(様式4)

技術管理者等 CPD 記録 登録証明証発行依頼書

一般社団法人
廃棄物処理施設技術管理協会 会長 殿

私は、技術管理者等 CPD 記録の登録証明証の発行を依頼します。

(理由) 1. CPD の自己管理 2. 所属先への報告 3. その他
()
*該当する理由に○印をつけてください。その他は具体的に記載願います。

西暦 20 年 月 日

ふりがな
氏名:

証明書送付先住所: 〒

連絡先電話番号:
E-mail アドレス:

CPDS 登録番号:

証明期間: (西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで

発行番号：

技術管理者等 CPD 記録 登録証明書

CPDS登録番号：

_____ 殿

貴殿が登録された技術管理者等CPD 記録は、下記のとおりであることを証明します。

取得CPD 単位： CPD単位
期 間：西暦20 年 月 日より西暦20 年 月 日まで

学習分野別CPD 単位

学習分野	CPD単位
I 基礎共通分野	
II 専門技術分野	
合 計	

学習形態別CPD 単位

学習形態	CPD単位
1. 研修等への参加	
2. 職場内研修	
3. 論文等の発表	
4. 技術指導	
5. 委員会等への参加	
6. 業務経験	
7. その他	
7-1 自己学習他	
7-2 技術協力	
7-3 資格取得	
7-4 受賞	
合 計	

西暦20 年 月 日
一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫 印

技術管理者等 CPDS 認定技術者 受審申込書 (記入例)

西暦 20 年 月 日

ふりがな	ぎかん きょういち	
氏名	技管協一	
生年月日	西暦〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日	
登録番号	〇〇〇〇	ホームページへの氏名公開について
		<input checked="" type="checkbox"/> 可 / <input type="checkbox"/> 否
受審部門	最終学歴	空欄には入力又は記入ください
<input checked="" type="checkbox"/> 専門技術者 <input type="checkbox"/> 上級技術者 <input type="checkbox"/> 統括技術者	学校名	〇〇大学
	学部学科名等	〇〇学部 〇〇科
	卒業・修了年	〇〇〇〇年
連絡先住所	自宅	住所〒241-08〇〇 横浜市旭区〇〇町2-〇〇-〇 電話番号 045-872-〇〇〇〇
	勤務先 (所属先)	住所〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 〇〇〇〇株式会社 〇〇部 電話番号 044-288-〇〇〇〇
資格区分 (該当記号○印)	A	廃棄物処理施設技術管理者
	B	廃棄物処理施設技術管理士の資格者若しくは厚生大臣認定の技術管理者資格認定講習の修了者 a~g を○で囲ってください。
	a	ごみ処理施設技術管理(者)士
	b	し尿・汚泥再生処理施設技術管理(者)士
	c	破砕・リサイクル施設技術管理士
	d	産業廃棄物中間処理施設技術管理(者)士
	e	産業廃棄物焼却施設技術管理(者)士
	f	最終処分場技術管理(者)士
	g	有機性廃棄物資源化施設技術管理士
	C	上記以外の廃棄物処理法施行規則17条の資格者
D	上記以外の者	

【主な保有資格等】保有資格は優先度の高い順に3つまで、記入してください。

危険物取扱者(甲種)

公害防止管理者

第2種電気主任技術者

技術管理者等 CPDS 認定技術者 実務経歴書 (記入例)

勤務先・役職名	主な実務履歴 (実務内容、成果等を100字程度で記入)	実務期間		
		年・月～年・月	年	月
A 株式会社 施設課 主任	B 事業所において、産業廃棄物の焼却施設の運転管理業務を担当し、窒素酸化物等の発生抑制に努めた。	〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月	3	0
A 株式会社 施設課 係長	B 事業所において、産業廃棄物の焼却施設の排ガス除去施設の更新計画を担当し、ダイオキシン類等有害物質の発生防止に努めた。	〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月	4	0
A 株式会社 企画部 課長	C 事業所の新設に際し、施設の基本計画、施設整備計画を策定し、関係機関との調整を図るとともに計画地周辺住民に施設建設の合意を取り付けた。	〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月	3	0
A 株式会社 C 事業所 工場長	C 事業所工場長として運営管理を担当し、職員の育成、工場の安定的・効率的な稼働を行い、工場の運転記録を情報公開して、環境保全に努めた。	〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月	5	0
書けない場合に行を増やしてください。		実務経験年数 (15 年)		

注) 実務経歴書に記載する事項は、古い経歴から順に記入してください。
年号は西暦で記入してください。

技術管理者等 CPDS 認定技術者 課題論文

氏名：
課題論文名：

課題等非公開

(様式9)

技術管理者等 CPDS 認定技術者更新申請書

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会 会長 殿

技術管理者等 CPDS 認定技術者更新を下記のとおり申請します。

西暦 年 月 日

取得者氏名	
CPDS 登録番号	
取得した称号	・統括技術者 ・上級技術者 ・専門技術者 (該当に○)
取得年月日	西暦 年 月 日
称号取得後の CPD 単位	単位数： (西暦 年 月 日～西暦 年 月 日) 別添 技術管理者等 CPDS 記録簿 (様式-3) のとおり。

義務不履行救済のための研修	① 受講年月日： 西暦 年 月 日 研修・講習名： ② 受講年月日： 西暦 年 月 日 研修・講習名：
事務局記入欄	CPD 単位： 要件を満たす・満たない (不足単位数：)
	救済のための講習：受講不要・受講必要
	備考：

申請者氏名：
連絡先住所：
電 話：
E-mail アドレス：

(注記) 技術管理者等 CPDS 認定技術者更新の申請にあたり、称号取得後の CPD 単位が、申請条件を満たしていない場合は、「義務不履行救済のための研修」を予め受講して下さい。

(様式 10)

技術管理者等 CPDS 登録取消申請書

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長 殿

私は一身上の都合により、技術管理者等 CPDS 規程第 10 条に基づき、技術管理者等 CPDS 登録の取消を申請します。

西暦 20 年 月 日

申請者氏名 :

CPDS 登録番号 :

連絡先

電話番号 :

メールアドレス :

平成 27 年度・28 年度 技術管理者等 CPDS 運営委員会委員

(敬称略、50 音順)

氏名	所属
荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
稲村 光郎	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 理事
宇佐見 貞彦	一般社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会 常任理事
近藤 守	一般社団法人 日本環境衛生施設工業会 技術委員会委員長
大塚 好夫	東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 処理技術担当部長
長田 守弘	一般社団法人 廃棄物資源循環学会 副会長
改田 耕一	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 企画調査部長
香川 智紀	公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 調査部 部長
村岡 良介	一般財団法人 日本環境衛生センター 研修事業部 部長
高橋 潤	高俊興業株式会社 代表取締役社長
土屋 正史	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 調査部 部長
◎田中 勝	公立鳥取環境大学 客員教授 公益財団法人 廃棄物3R 研究財団 理事長
○藤吉 秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 常務理事
前川 修	東京都環境局廃棄物対策部 産業廃棄物技術担当課長
生井 秀一	横浜市資源循環局 旭工場長

◎委員長、○副委員長

令和6年度・7年度 技術管理者等 CPDS 運営委員会委員

(敬称略、50音順)

氏名	所属
石黒 智彦	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会 顧問
○荻原 正樹	ふじみ衛生組合 事務局長
鈴木 弘幸	一般財団法人 日本環境衛生センター サステナブル社会推進部 部長
高橋 潤	高俊興業株式会社 代表取締役社長
◎田中 勝	岡山大学 名誉教授 株式会社廃棄物工学研究所 代表
穂積 篤史	都築鋼産株式会社 取締役 事業統括本部長

◎委員長、○副委員長